

奈半利町

暮らしの便利帳

2022年版

Nahari Town Life Guide Book

地域情報 4

防災・救急 8

届け出・
証明 11

税金 14

保険・年金 15

福祉・健康 18

子育て 22

生活・環境 26

スポーツ・
文化 30

相談 32



医療法人 仁智会

はまうづ医院

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 3742-1
TEL:0887-38-2718 FAX:0887-38-3721

介護老人保健施設
ヘルシーケア **なはり**

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙 3740-1
TEL:0887-38-5566 FAX:0887-38-5564

居宅介護支援事業所
ケアプランナー **ハーネス**
ヘルパー
ステーション **さくら**

TEL:0887-38-7845
FAX:0887-38-7007

TEL:0887-38-8605
FAX:0887-38-7007

サービス付き高齢者向け住宅

ほがらガライフ

〒781-6402
高知県安芸郡奈半利町乙 3704-1
TEL:0887-38-8855 FAX:0887-38-7007

Facebook



ホームページ



📖 About a digital book

2022年8月より公開

奈半利町 暮らしの便利帳が 電子書籍に!!

無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください

**わが街
事典**®

パソコンやあなたのお手持ちの
携帯端末でご覧になれます!



iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



「わが街事典」電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きな
シーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・
縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら ➡





発刊にあたって

このたび町民のみなさまの暮らしに役立つ情報を一冊にまとめた情報誌「奈半利町暮らしの便利帳」を発行いたしました。役場の窓口や手続きなどの行政情報のほか、スポーツ・文化活動の紹介など、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

この冊子は、奈半利町と株式会社サイネックスが官民協働事業として製作したもので、製作にかかる一切の費用は、事業所や団体等のみなさまからの広告掲載へのご協力で賄われています。

町の発行する広報誌などとあわせ、この「奈半利町暮らしの便利帳」をご活用いただき、日々の暮らしに役立てていただければ幸いです。

奈半利町

奈半利町 暮らしの便利帳

INDEX

▶ 発刊にあたって	1
▶ INDEX	2

地域情報 4

▶ 奈半利町ってどんなところ？	4
▶ 生活マップ	6

防災・救急 8

▶ 緊急時に発令される情報の種類	8
▶ 建物等の防災対策に対する補助制度	8
▶ 町がお知らせする避難情報	8
▶ 避難所	9
▶ 消防・救急	10
▶ NET119	10

届け出・証明 11

▶ 届け出	11
▶ 印鑑登録	12
▶ マイナンバー制度	12
▶ 各種証明書発行(手数料)	13

税金 14

▶ 税金の種類・納期について	14
----------------	----

保険・年金 15

▶ 国民健康保険制度(国保)	15
▶ 後期高齢者医療制度	16
▶ 国民年金	17

広 告

地域に根ざし
ふつうの暮らしをささえる

 有限会社 磯部組

奈半利町乙3781-1
TEL:0887-38-4721 / FAX:0887-38-6987

浄化槽保守点検・清掃・し尿くみとり

おお しん
有限会社 **太信浄管**

代表取締役 太田 順子
高知県安芸郡奈半利町乙1618番地1,2
TEL (0887) 38-4855

近くて安心な
パナソニックのでんき屋さん!!

 パルテ
SHOWY

TEL (0887) 38-7666
〒781-6402 安芸郡奈半利町乙1175-2

 酒菜食堂
え 笑 福

営業時間 17:00~22:00
(不定休)

〒781-6402 安芸郡奈半利町乙1700-2
TEL 0887-30-1922

福祉・健康 18

- ▶ 介護保険制度 18
- ▶ 要介護認定までの流れ 19
- ▶ 障がい者福祉 20
- ▶ 奈半利町インフルエンザ予防接種 ... 21
- ▶ 住民健(検)診 21

子育て 22

- ▶ 子育て支援 22
- ▶ 子どもの予防接種 23
- ▶ 幼保連携型認定こども園なはり 24
- ▶ 放課後子ども教室 24
- ▶ あったかふれあいセンター 24
- ▶ 子育て支援事業 24
- ▶ 奈半利町人づくり奨学金の
給付申請のご案内 25

生活・環境 26

- ▶ ごみ 26
- ▶ 犬の登録・狂犬病予防接種 27
- ▶ 水道 28
- ▶ 下水道(漁業集落排水[加領郷地区のみ]) 29

スポーツ・文化 30

- ▶ スポーツ活動紹介 30
- ▶ 文化協会活動紹介 31
- ▶ 奈半利町民会館図書室 31

相談 32

- ▶ 各種相談 32



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

広 告

文具・一般事務用品・書籍・学校教材・備品

ひろせ文具店

〒781-6402 安芸郡奈半利町乙1612

TEL 0887(38)4809
FAX 0887(38)4802

一般建設業・一般貨物運送業
産業廃棄物収集運搬・中間処理業

株式会社 竹崎興業

〒781-6402 奈半利町乙415

TEL(0887)38-7306
FAX(0887)38-7358



JA 葬祭 ルミエール 田野

JA葬祭では、JA組会員ならびに地域の皆様に
安心と信頼でご満足いただけるご葬儀のお手伝いをいたします。
家族葬等、内容に応じてご提案もさせていただきます。

田野町868-1
TEL:0887-32-1071

年中無休/
24時間受付



P30台

奈半利町ってどんなところ？



▶ 自然

本町は、高知県の東部で、南国インターチェンジから約50kmに位置します。北東に野根山をのぞみ、起伏に富んだ景観を特徴としており、山地と奈半利川が形成する平地と海岸線で構成されています。町の形状は概ね正三角形で山から海岸に広がっており、総面積は28.37km²です。そのうち林野が76%を占め、奈半利川流域と海岸線になる平地にまちが形成されています。気候は亜熱帯性気候の性格を帯びており、年間を通じて温暖です。海、山、川と三拍子そろった自然があり、澄んだ水、山々にこだまする小鳥たちの声、まっすぐな日射しの気持ちよさ、町のいたるところに四季折々の草花が咲き競います。奈半利川の清流には鮎が育ち、海には美しいサンゴが群生しています。

広 告



株式会社 カゴオ

■船渠事業部 **籠尾ドック**
KAGOO DOCKYARD

◆船舶修繕

船舶エンジンメンテナンス・一般鉄工業の製造及び修理

船舶諸機械の修理・船舶関係の部品販売

船舶の保管・管理、船舶売買に関連する斡旋、仲介

〒781-6402 奈半利町乙883番地

TEL.0887-38-3615 FAX.0887-38-7162



造園・設計・施工・管理

林造園

HAYASHI-Landscaping

〒781-6402 奈半利町乙1665

TEL/FAX(0887)38-4510

電話受付 月～土/8:00～17:00(不定期で休日有)

安岡水道工事店

高知県安芸郡奈半利町乙2983-3

☎0887-38-3662

有限会社 別府機械

〒781-6402 安芸郡奈半利町乙1131-2

TEL(0887)38-4056

FAX(0887)38-4347

▶ 歴史

本町には古代の官道が通っており、古代から陸・海の交通の要衝でした。古代には、紀貫之が奈半利を通り、土佐日記に記載されている「那波泊」が奈半利であったと推定されています。

江戸時代初期には、山内一豊公が土佐国に藩主として入国する際、野根山街道を通り、奈半利の正覚寺に宿泊したとされています。また、奈半利の高札場が野根山街道の起点になっており、参勤交代の宿場町として栄えました。

明治から昭和初期にかけては奈半利川上流に位置する日本三大杉美林の1つ千本山から、魚梁瀬杉が奈半利に集められ、海路で各地に運ばれました。特に貯木場と森林鉄道ができてからは更なる発展を遂げ大いに栄えました。その頃に建てられた豪商の家は現在でも随所に残り、多くの建物が国の登録有形文化財に登録されています。

▶ 奈半利町のシンボル



桜



ヤマモモ



めじろ

— 広 告 —



有限会社 木下建設
合名会社 木下廻漕店

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙4802

TEL (0887)38-4001

電気・電話設備設計施工

真澄電気工事店

安岡 真澄

〒781-6402 奈半利町乙4860-2

☎ 090-3188-7552

FAX 0887-38-8101

■浄化槽 収集・清掃

■維持管理、保守点検

安田衛生有限公司

高知県安芸郡田野町2259-1

☎ 0887-38-3778

FAX 0887-37-9116



生活マップ

ここは有料広告掲載ページです

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。



地域情報

この地図の制作にあたっては、ジオテクノロジーズ株式会社の地図データベースを使用しました。
©2022 GeoTechnologies, Inc.



有限会社 匠建設

Takumi Construction Inc.

代表取締役 太田 信弘

NOBUHIRO OHTA

〒781-6402 奈半利町乙143-1

TEL0887-38-5527 FAX0887-38-5856

携帯090-1004-0588



地域情報



寿司 割烹 長門

ごめん・なはり線(なはり駅前)

〒781-6402

安芸郡奈半利町港町乙4847

☎0887-38-5084

お客様に、安心・安全・おいしいを伝えたい!



営業時間 午前11時 ~ 午後7時

定休日 月曜日・火曜日

安芸郡奈半利町乙3059-1 ☎(0887)30-1847

小松鉄建

安芸郡奈半利町五反島乙3698

☎(0887)38-6313

一級畳製作技能士

秀 大寺畳店

〒781-6402

高知県安芸郡奈半利町乙1764

☎(0887)38-4827

吉崎水道工事店

奈半利町乙778

☎(0887)38-4206





防災・救急

緊急時に発令される情報の種類

☎ 総務課 ☎38-4011

生命、身体、財産の保護または災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合に、町長が「避難指示等」を発令します。発令した際には、避難すべき理由（危険の状況）、避難対象地域及び避難先を明らかにし、防災行政無線や緊急速報メール等で町民の方に周知するとともに、避難所を開設します。

1 高齢者等避難

- ▶ 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。
- ▶ その他の人は、避難の準備を整えましょう。



2 避難指示

- ▶ 速やかに避難場所へ避難をしましょう。
- ▶ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

上記の情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は、避難を開始してください。外出すると危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋に移動しましょう。

建物等の防災対策に対する補助制度

☎ 総務課 ☎38-4011

昭和56年5月31日以前に建築された住宅等の耐震化を進めるため、次の費用について補助制度があります。具体的な内容については、総務課までお問い合わせください。

木造住宅の耐震化

- ▶ 住宅の所有者の依頼を受け、県に登録された耐震診断士による耐震診断に要する費用
- ▶ 住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行う耐震改修設計に要する費用
- ▶ 住宅の所有者が登録工務店に依頼して行う耐震改修工事に要する費用

ブロック塀等の安全対策

- ▶ 避難道等に面している危険性の高いブロック塀等の撤去または安全な塀への改修費用

町がお知らせする避難情報

☎ 総務課 ☎38-4011

自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、みなさまからの情報もすみやかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS（共に一部事業者を除く）を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

広 告

ガス販売・住宅設備工事

有限会社 南燃料設備

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1313-6

お気軽にお電話下さい！

TEL(0887)38-4554
FAX(0887)38-4599

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサック等に入れておきましょう。



- メガネ、補聴器、入れ歯、普段飲んでいる薬、お薬手帳
- ヘルメット、防災頭巾、運動靴
- 懐中電灯、携帯ラジオ、予備の電池
- 現金(小銭が重宝)、貴重品
- 身近にある飲み物や食べ物

避難所

問 総務課 ☎38-4011

指定避難所・指定緊急避難場所について

指定避難所とは?

被災者が一定期間滞在する場として、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、事前に指定するもの



指定緊急避難場所とは?

洪水・地震等の災害種別ごとに、緊急に避難する場所



防災・救急

緊急避難場所・避難所(避難施設)一覧

名称	電話番号	地震・津波		風水害時
		緊急避難場所	避難所(避難施設)	
奈半利小学校	38-4704	○		
奈半利中学校	38-4909	○		
奈半利町民会館	38-8188 (教育委員会)	○		○
奈半利駅	38-3500	○		
津波避難タワー (1号～6号)		○		
横町団地		○		
横町第2団地		○		
天神北団地1号棟		○		
シデイノ岡		○		
野根山街道登り口		○		
麓桜の広場		○		
多気ヶ丘公園		○		
八幡様		○		
六本松高台		○		
須川集会所		○	○	

名称	電話番号	地震・津波		風水害時
		緊急避難場所	避難所(避難施設)	
旧加領郷小学校		○	○	
愛光園周辺		○		
福祉センター	38-4204	○		○
認定こども園なはり	38-7955		○	
加領郷漁民センター	38-6776		○	○
大原西ノ平生活改善センター			○	
米ヶ岡生活体験学校	38-3333		○	
消防団第3分団屯所	38-3717		○	
みんなのおうち	38-7337		○	
ホテルなはり	38-5111		○	
奈半利町防災センター	38-8130		○	
車瀬いこいの家			○	
樋ノ口いこいの家			○	
集会所 (中里・百石・下長田・平松・法恩寺・第1・平・宇川・久礼岩)			○	

広 告

電気設備工事・設計・施工

有限会社 安岡電気工作所

代表取締役 安岡 雄造

安芸郡田野町1957

TEL/FAX 0887(38)2407

真言宗 豊山派

明白山極楽寺

〒781-6402

安芸郡奈半利町乙3341番地

電話(0887)38-5002番

通報はあわてず、正確に!!

火事や救急のときは119番

火事するとき

火事です!
(家・山)が燃えています。

住所は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。



私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号室という
ことも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、
バス停等)を伝えてください。

救急するとき

交通事故(急病)です!

場所(住所)は、
〇〇町〇丁目〇番〇号
です。目標物は、〇〇です。



負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

こんなときは届け出を!

問 中芸広域連合消防本部 ☎38-2643

次の行為をする場合は、中芸消防署へ

- 火災とまぎらわしい煙や、火災を発生するおそれのある行為
- 少量危険物(例:灯油で200ℓ以上1,000ℓ未満、ガソリンで40ℓ以上200ℓ未満)の貯蔵や取り扱いをするとき
(個人で取り扱う場合は、数量が異なります。)
- プロパンガス(300kg以上)や圧縮アセチレンガス(40kg以上)の貯蔵や取り扱いをするとき

NET119

スマートフォン等からインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。聴覚・言語機能に障がいがある等の理由で、音声通話による緊急通報が困難な方が利用対象になります。

広 告

土佐料理・釜めし

お食事処

楽園

営業時間/AM 11:30~PM 1:30
PM 5:00~PM 10:00

定休日/火曜日

安芸郡奈半利町乙1745

☎ 0887-38-4203

手羽唐揚げ 焼肉



葉牡丹

営業時間 17:00~21:00

〒781-6402 安芸郡奈半利町乙1327-5

☎ 0887-38-4110



届け出・証明

届け出

問 住民福祉課 ☎38-4012

戸籍の届け出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、
本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫になる人・妻になる人

届出地 現在地(住所地)、本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑

届出人 親族、後見人等

届出地 届出人の現在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地



住民登録の届け出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転出証明書
- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

窓口 役場住民福祉課

転出届

お持ちいただくもの

転出前または転出してから14日以内

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

窓口 役場住民福祉課



転居届

お持ちいただくもの

転居をした日から14日以内

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

窓口 役場住民福祉課

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

窓口 役場住民福祉課



届け出・証明

広 告

浄化槽保守点検及び清掃、し尿汲み取り

合同会社 **中芸衛生**

〒781-6402 安芸郡奈半利町乙807番地
TEL・FAX 0887-38-5498

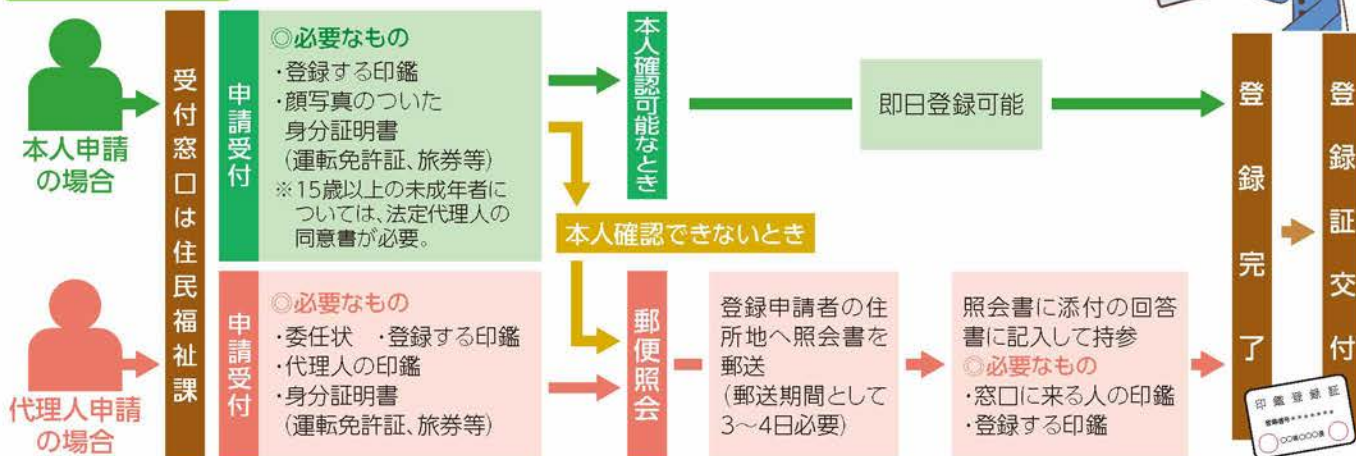
森水道工事店

安芸郡奈半利町乙2595
☎(0887)38-4804
FAX(0887)38-5940

代理人もしくは本人確認ができない方については、奈半利町で印鑑登録をしている方2人に保証人になってもらう必要がある。



印鑑登録の流れ



届け出・証明

マイナンバー制度

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、平成28年1月以降には身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。

通知カード

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、住民登録されているすべての方に送られます。

※紛失しないようご注意ください。

顔写真が入っていないので、本人確認時には別途顔写真が入った証明書が必要になります。



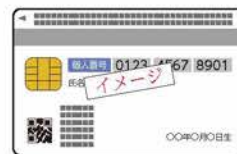
イメージ

個人番号カード

顔写真が表示されます。「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、申請すると交付されます。(申請してから発行まで約1カ月程かかります。)



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カードをご持参ください。

- 転入・転居・国外転出等の異動
- 戸籍届出による氏名等の変更



各種証明書発行(手数料)

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付)	分類2	分類3
証明書類の名称	●運転免許証 ●旅券(パスポート) ●国または地方公共団体の機関が発行した免許証等 ●住基カード(写真付き) ●マイナンバーカード(個人番号カード)等	●各健康保険被保険者証 ●国民年金手帳 ●年金証書 ●住基カード(写真なし)	●学生証 ●法人発行の身分証書 ●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍・住民票関係	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

(有効期限内のもので、現住所が記載されているもの)

戸籍・住民票関係の発行

問 住民福祉課 ☎38-4012

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 350円	●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑 ※同一世帯でない方は、代理人となりますので委任状が必要になります。
住民票記載事項証明書	1通 350円	
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	●戸籍に記載されている方等による請求の場合 ・本人確認書類 ●代理人請求の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑
原戸籍謄・抄本	1通 750円	●第三者請求の場合…請求事由が必要 ・本人確認書類 ・必要に応じて、資料の提供や説明を求めます ※直系のご家族以外は代理人のあつかいとなります。
戸籍記載事項証明書	1通 350円	
戸籍の附票	1通 350円	
身分証明書	1通 350円	※本籍地の市区町村で発行します。 ●本人の場合 ・本人確認書類 ●代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑
印鑑証明書	1件 350円	●本人の場合 ・印鑑登録証 ●代理人の場合 ・印鑑登録証 ・代理人の認印 ・本人の実印

税関係の証明書等の発行

問 総務課 ☎38-4011

証明書の種類	手数料	各証明書の説明
住民税	所得証明書	1通 350円 所得金額の証明
	所得課税証明書	1通 350円 所得金額、所得控除及び税額の証明
	非課税証明書	1通 350円 課税されていない証明
固定資産税	評価証明書	1通 350円 資産の評価額の証明
	公課証明書	1通 350円 課税標準額、税相当額の証明
	土地家屋名寄帳	1通 350円 納税義務者の資産の一覧
	住宅用家屋証明書	1通 350円 登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書	1件 350円 納められた税額の証明
	滞納のない旨の証明書	1件 350円 全ての税目において滞納がないことの証明
	軽自動車継続検査用	— 軽自動車税(種別割)の滞納がないことの証明
	臨時ナンバーの貸与	1台につき750円 未登録の自動車や自動車検査証の有効期間満了車を、車検・登録などの目的に限り一時的に運行を許可するもの

▶ 税に関する証明が必要なとき…P14





税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

みなさんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木等町のさまざまな「行政サービス」の提供を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

☎ 総務課 ☎ 38-4011

税金の種類		納税義務者	納期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民のみなさまに負担していただく税金です	1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人				1期	2期		3期			4期		
			給与からの特別徴収：毎月											
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税	固定資産の評価額をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です	1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人	1期		2期			3期			4期			
軽自動車税(種別割)	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等に対してかかる税金です	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)等を所有する人		全期										
国民健康保険税	市町村が、国民健康保険事業に要する費用に充てることを目的とする税金です	世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
			公的年金からの特別徴収：年金支給月											
町たばこ税	たばこの消費に対してかかる税金です	製造たばこの売り渡し等をした卸売販売業者等	毎月											

税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認ができるものをお持ちください。

申請者が本人または同世帯の人以外の場合は、委任状が必要です。

固定資産評価証明については、上記のほかに登記のための権利関係が明らかにできる書類を提出してください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料等について…13P

コンビニ納付で便利に納付

全国の主要コンビニで町税を納付できるようになりました。手数料はかかりませんので、ぜひご利用ください。

● コンビニ納付できるもの

・固定資産税・軽自動車税・町県民税(普通徴収)・国民健康保険税(普通徴収)

※ただし、納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの、納付書に記載された納付期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、バーコードが印字されていないものは、コンビニで使用できません。

☛ 口座振替も納め忘れがなく便利です

町税などは口座振替で納付することが出来ます。役場や金融機関、コンビニへ出かける手間が省け、納め忘れもなく大変便利です。

● 利用できる金融機関

・四国銀行・高知銀行・高知県農協・ゆうちょ銀行・高知信用金庫・高知県信漁連





保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社等の各種健康保険に加入されていない人が病気やけがをしたとき、治療費等の経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなの保険税で、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険制度(国保)

こんなときは届け出を

☎ 住民福祉課 ☎ 38-4012

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、役場住民福祉課へ14日以内に届け出をしてください。

「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	
他市区町村から転入したとき	●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください)
職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書
子どもが生まれたとき	●印鑑
生活保護を受けなくなったとき	●印鑑 ●保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	
他市区町村へ転出するとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
職場の健康保険に加入したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●加入した健康保険の保険者証
生活保護を受けるようになったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●保護開始決定通知書
死亡したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
その他	
住所、氏名、世帯主が変わったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証を紛失したとき	●印鑑 ●本人確認できるもの(運転免許証等)
就学により別に住所を定めたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●学生証等

※交通事故等、本人以外の第三者の行為によって国保を使用する際には、役場住民福祉課までご連絡ください。

ジェネリック医薬品をつかってみませんか？

医療機関で処方される薬について、ジェネリック医薬品に変更することで医療費の負担を少しでも軽減できる場合があります。

ジェネリック医薬品とは

先発医薬品(新薬)の特許がきた後に販売される医薬品で新薬と同等の有効成分、効能・効果をもった安価な医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望される方は

主治医や薬剤師に「ジェネリック医薬品を希望する」意思を伝えるだけでかまいません。

※処方箋の変更不可欄にチェックをいれることにより意思表示することも可能ですので、お近くの医療機関や薬局、役場等にお問合せください。

国民健康保険税 ☎ 総務課 ☎ 38-4011

国保税の決め方

国保税は、世帯主に課税されますが、次の3つを計算して税額が決まります。

所得割	均等割	平等割	資産割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算	所有する固定資産を基に計算

⚠ 国保税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

国民健康保険の資格喪失後受診について

資格喪失後受診とは

社会保険等への加入等や転出された方が、国保の資格がないにも関わらず国保の被保険者証を使い医療機関を受診すること。

どのような場合におこりやすいのか

- 会社に就職し、社会保険の資格を取得した(手続き中)が社会保険の被保険者証の交付が遅れたため、国保の被保険者証を使用してしまった。
- 社会保険等へ加入したが、役場へ保険の切替えの手続きに遅れるのが遅くその間に国保の被保険者証を使用してしまった。

資格喪失後に受診した場合は、どうなるの？

国保の資格がないにも関わらず、医療機関を受診した場合に発生する医療費のうち、国保が負担した分(※7割分)は、本来、国保が負担する分ではないため、不当利得として、返還してもらうことになります。(民法第703条の規定により)

※年齢や所得によっては、8割の場合があります。保険の資格が切り替わる場合は速やかに、役場に届け出ましょう。

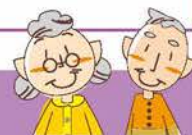
※社会保険等の資格ができたが、被保険者証がお手元がない場合に、医療機関を受診したい場合は、病院の窓口で切替中と申し出てください。



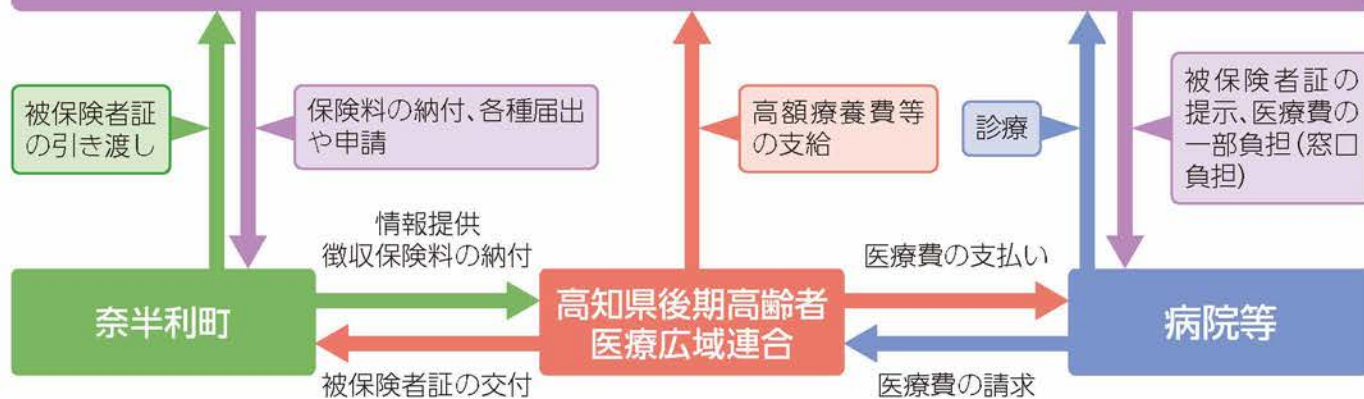
保険・年金

制度のしくみ

被保険者(高知県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障がい認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障がい認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、高知県内のすべての市町村が加入する「高知県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠ 有効期限内に、一部負担金の割合や住所等記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を町役場に必ず返却してください。

75歳になられる方	障がい認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証等の処分については、町役場や健保組合等にご確認ください。	住所異動手続き後速やかにお届けします。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者全員が均等に負担} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{被保険者の所得に応じて負担} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{年間保険料} \\ \text{4月～翌年3月までを1年間} \end{matrix}$$

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

広 告

あなたの **知りたい!** が分かる

高知銀行

セミナー・相談会

各種セミナー

年金相談室

税務相談室

出張税務相談室

詳しくは、中芸支店までお問い合わせください。

高知銀行 中芸支店

〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1645
Tel: 0887-38-4905

こうざんHPへ



国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったとき等に、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



**第1号
被保険者**

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生



**第2号
被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員



**第3号
被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域等に関係なく**全国一律**です!

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳～65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金等の上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

「こんなとき」具体例	
加入しているとき	加入者の死亡
	厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき
	会社等退職したとき
	年金を受けようとするとき
年金を受けているとき	引き続き年金を受けようとするとき(マイナンバーが確認できている人は不要)
	年金を受けていた人が死亡したとき

※詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。

※失業されて免除・納付猶予の申請をされる方は、離職票または雇用保険受給資格者証が必要となります。



保険・年金



福祉・健康

介護保険制度

☎ 中芸広域連合 介護サービス課 ☎32-1165 中芸広域連合 地域包括支援センター ☎32-1244

みんなで支えあう制度です。

介護保険制度は、中芸広域連合が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号
被保険者
65歳
以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、保険者である中芸広域連合の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満等

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書により、保険料を個別に納めます。

第2号
被保険者
40歳以上
65歳未満の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、中芸広域連合の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に介護保険料を上乗せして納めます。

中芸広域連合(保険者)

介護保険制度の運営は、中芸5か町村については中芸広域連合が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師等

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織等が提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



広 告

ももの木 接骨院

施術時間	月	火	水	木	金	土
9時~13時	●	●	●	●	●	12時まで
15時~19時	●	●	●	●	●	/

休日：土曜日午後・日曜・祝日

奈半利町乙1305-9

TEL0887-38-4707



サービスを利用するためには、役場住民福祉課、もしくは、中芸広域連合介護サービス課に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

認定の申請



役場住民福祉課、中芸広域連合介護サービス課に認定の相談をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人やケアマネジャー等に代行してもらうこともできます。

認定申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
 - 印鑑 ● 介護保険被保険者証
 - 健康保険被保険者証 (第2号被保険者の場合)
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名等を記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

調査と審査



訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患等についての情報提供を受けます。

審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

認定結果



要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限がかわります。

介護サービス
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス
(予防給付)

地域包括支援センターに依頼

介護予防事業
(地域支援事業)

地域包括支援センターに相談



福祉・健康

障がいのある人の福祉サービス

障がい福祉サービスは、身体障がい・知的障がい・精神障がいの方々に加え、難病等による障がいのある人が対象です。

障害者手帳

手帳の取得については、役場住民福祉課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障がいの種類や程度により1級～6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級～3級までの等級があります。

こんな時は届け出を!

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障がい程度が変わったとき(再申請により障がい等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

重度心身障害児・者医療費助成制度

障がいをお持ちの方が医療機関にかかった場合に、保険適用分の医療費が助成されます。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

対象者

次のいずれかに該当する方で、町税等に滞納がない方

- 身障手帳1級、2級、3級の方
- 療育手帳A判定の方
- 18歳未満で身障手帳3級または4級と療育手帳B1を重複保持されている方

※平成15年10月1日以降に65歳以上で手帳を取得された場合、町民税課税世帯の方は対象になりません。

※障がいの程度、所得等により対象とならない場合がございますので、事前にご相談ください。

申請に必要なもの

健康保険証、障害者手帳または療育手帳、印鑑

各手当

障がいのある人及び障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

自立支援医療

身体障害者手帳の交付を受けた方や、精神疾患の治療をおこなう方々が利用できる制度に自立支援医療というものがあります。

心身の障がいの治療を図る方々の医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療助成制度です。

自立支援医療の種類

更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた方が障がいの軽減や、機能回復するための医療を指定の医療機関で受ける際の医療費を助成する制度です。
育成医療	県内に住まわれている18歳未満の方で身体にある障がい、もしくは放置することで今後障がいを残すおそれがあると認められる疾患の治療にかかる医療費を助成する制度になります。
精神通院医療	精神疾患の治療をおこなう方で、今後継続しての治療が必要となる場合に通院医療にかかる医療費の助成をおこなう制度です。

自己負担限度額は原則1割負担ですが、世帯の所得水準に応じて自己負担上限額が設けられています。



福祉・健康



日常生活用具

日常生活用具は障がいをもつ方が在宅で生活する際の日常生活を容易にするための用具で、障がいの種別や程度、年齢によって給付できる用具が変わってきます。市町村によって給付できる用具が違ってくるので、給付を希望する用具がある場合は、役場へご相談ください。

奈半利町インフルエンザ予防接種

問 住民福祉課 ☎38-4012

奈半利町にお住まいの65歳以上の方は、自己負担なくインフルエンザ予防接種ができます。
1歳から64歳の方は、インフルエンザ予防接種費用のうち、2,000円の補助が受けられます。
詳しくは住民福祉課までご相談ください。

住民健(検)診

奈半利町の住民健(検)診は、個別健診と集団健診の2通りの方法で行います。受診できる健(検)診項目が異なりますので、ご注意ください。

個別健診

- 特定健診は、毎年4月～翌年3月末まで県内の特定健診を実施している医療機関で受診できます。
- 胃がん検診のうち内視鏡(胃カメラ検査)は、毎年5月～翌年1月まで医療機関で受診できます。

集団健診

毎年6月～翌年1月ごろに、保健センター等で実施します。

特定健診

問 住民福祉課 ☎38-4012

検診項目	対象者	検査内容	個別健診	集団健診	自己負担
特定健診	40～74歳の国保加入者	身長・体重・腹囲・血圧測定・血液検査・尿検査・診察 ※医師が必要と認めた場合は、心電図検査があります。	○	○	無
若年者健診	20～39歳の国保加入者		×	○	無
高齢者健康診査	後期高齢者医療加入者		○	○	無

各種がん検診

問 中芸広域連合 保健福祉課 ☎38-8212

健診項目	対象者	検査内容	個別健診	集団健診	自己負担
肝炎ウイルス検査	40歳以上で、以前に検査を受けた人及び現在治療中の人を除く	血液検査 (B型肝炎ウイルス検査) (C型肝炎ウイルス検査)	×	○	無
大腸がん検診	40歳以上の人	検便(潜血反応)	×	○	有
胃がん検診	40歳以上の人	胃部X線撮影(バリウム)	×	○	有
	50～69歳の希望者	内視鏡(胃カメラ) ※要予約	○	×	有
肺がん検診	40歳以上の人	胸部X線撮影	×	○	無
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	視診・子宮頸部細胞診・内視	×	○	有
乳がん検診	40歳以上の女性	乳房X線撮影(マンモグラフィー)	×	○	有
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査	×	○	無



福祉・健康



子育て

子育て支援

手当・助成等

妊婦・乳児一般健康診査

問 中芸広域連合 保健福祉課 ☎38-8212

妊娠中に最大14回の妊婦一般健康診査と生後1歳未満までの間に最大2回の乳児一般健康診査が受診できます。なお、乳児一般健康診査は、小児科医療機関で受診が勧められていますので、小児科で受診してください。

◎受診するには

妊婦一般健康診査受診票及び乳児一般健康診査受診票は母子健康手帳交付時に配布いたしますので、必要事項を記入し母子健康手帳を添えて受診時に提出してください。県内のほとんどの産科(助産院)・小児科医療機関で利用できます。受診先の受付窓口でおたずねください。

新生児聴覚検査

問 中芸広域連合 保健福祉課 ☎38-8212

分娩医療機関で、生後2～4日頃に新生児聴覚検査ができます。

◎検査を受けるには

- 分娩医療機関から「新生児聴覚検査(きこえの検査)申込書兼同意書」が渡されますので、必要事項を記入し受診票と一緒に受付に提出してください。
- 検査費用 無料

※県外の医療機関で、妊婦・乳児一般健康診査または新生児聴覚検査を受診される場合
里帰り等で、県外の医療機関で受診される場合、公費負担額を上限として助成があります。その際には申請手続きが必要となりますので、中芸広域連合保健福祉課までご連絡ください。

妊婦歯科健康診査

問 中芸広域連合 保健福祉課 ☎38-8212

妊娠すると、ホルモンバランスの変化やつわりによる歯みがき不足等が原因で、歯ぐきが腫れやすくなったり、むし歯になりやすい状態になります。また、重度の歯周病により、早産・低出生体重児の頻度が高まる可能性も報告されています。歯の健康チェックと赤ちゃんの健康のため、妊婦歯科健診の受診をお勧めします。

◎受診するには

- 受診機関 高知県歯科医師会員に所属する歯科医療機関
- 受診方法 妊娠期間中に1回受診できます。
※安定期(16～27週)の受診をお勧めします。
※ご希望の歯科医療機関に予約を行い、必要事項を記入した受診券に母子健康手帳を添えて受付に提出してください。
- 検査費用 無料

乳幼児等医療費助成制度

問 住民福祉課 ☎38-4012

0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に対し、保険適用分の医療費が助成されます。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

◎助成内容

申請書を提出し承認されると、乳幼児等医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で、保険適用分の医療費の自己負担が不要になります。

◎必要なもの

- 健康保険証(お子さんのもの) ●印鑑

出産育児一時金

問 住民福祉課 ☎38-4012

出産育児一時金は、**出産された方**が出産時に加入している健康保険から支給されます。

◎国民健康保険に加入されている方

出産一時金として42万円を支給します。(産科医療保障制度に加入していない医療機関での出産は40.4万円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「**出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度**」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

出産祝金

問 住民福祉課 ☎38-4012

奈半利町の住民基本台帳に登載され、現に奈半利町に居住し、新生児を養育する保護者に出産祝金を支給します。

出産祝金 100,000円

※支給を受けるには申請が必要です。

児童手当

問 住民福祉課 ☎38-4012

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。

詳しくは住民福祉課までご相談ください。

広告

《営業品目》

- サッシ 販売施工 ■エクステリア 販売施工
- アミド 販売施工 ■ガラス 販売施工

武内アルミ

奈半利町乙2905-14

☎&FAX(0887)38-3468

ひとり親家庭への医療費助成制度

問 住民福祉課 ☎38-4012

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその児童を監護する母もしくは父または、父母以外の養育をしている方で前年度中の所得の合計額が200万円以下の世帯に対し、保険適用分の医療費が助成されます。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

◎助成内容

申請書を提出し承認されると、医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で保険適用分の医療費の自己負担が不要になります。

◎必要なもの

- 健康保険証(児童及び監護しているもの) ●印鑑

子育て支援金

問 住民福祉課 ☎38-4012

子育て世帯の新生活の準備を支援するため、小・中・高校入学前の節目の年に児童1人につき5万円を支給しています。詳しくは住民福祉課までご相談ください。

児童扶養手当

問 住民福祉課 ☎38-4012

父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と、子どもの福祉の向上のために支給される手当です。

満18歳になる年の年度末まで(障害をもっている場合は20歳の誕生日の前日まで)の児童を監護している人が支給対象です。所得制限や受給年数による支給停止があります。

詳しくは住民福祉課までご相談ください。

特別児童扶養手当

問 住民福祉課 ☎38-4012

精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

詳しくは住民福祉課までご相談ください。

子どもの予防接種

問 中芸広域連合 保健福祉課 ☎38-8212

予防接種は種類により受ける時期・回数等が定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

(注) 接種間隔の起算日は接種した日の翌日です。

定期予防接種(A類疾病)の接種時期一覧

(注) 接種間隔の起算日は接種した日の翌日です。

		1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月
ロタウイルス 感染症	終口弱毒生 ヒトロタウイルスワクチン (1価ワクチン)								
	5価終口弱毒生 ロタウイルスワクチン (5価ワクチン)								

(※): 初回接種については、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として接種します。

		3 か 月	6 か 月	9 か 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20 歳
B型肝炎																								
ヒブ Hib感染症																								
小児の肺炎球菌感染症																								
ジフテリア(D) 百日せき(P) 破傷風(T) ポリオ(IPV)	第1期 (DPT-IPV・DPT・DT・IPV)																							
	第2期 (DT)																							
BCG																								
麻しん(はしか)(M) 風しん(R) (MR・M・R)																								
水痘(水ぼうそう)																								
日本脳炎																								
ヒトパピローマウイルス感染症																								

注): 平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれたお子さんと、第1期、第2期の接種を受けられなかったお子さんは、20歳までの間に、定期接種として受けることができます。



子育て

幼保連携型認定こども園なはり

☎ 38-7955

対象者

生後6ヶ月～小学校就学前の子ども

開園時間

区分	時間	備考
月曜日～金曜日	7:30～18:30	
土曜日	8:00～12:00	希望者のみ

利用定員

区分	幼児部			幼稚園部			合計
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
人数	9人	21人	25人	25人	25人	25人	130人

施設利用および教育・保育認定区分

区分	内容	利用時間
1号認定	満3歳以上 (保育を必要としない場合)	教育標準時間 9:00～14:00
2号認定	満3歳以上 (保育を必要とする場合)	保育標準時間 7:30～18:30
3号認定	3歳未満で (保育を必要とする場合)	保育短時間 8:30～16:30

- ※1 保育を必要とする場合には、保護者の就労等の証明が必要です。
- ※2 利用時間の保育標準時間と保育短時間は、保護者の就労時間等により異なります。

施設利用料及び給食費

全年齢無償(但し、町内に住所を有し、現に居住している場合に限る)

休園日

【共通】乳児部(3号認定)、幼稚園部(1・2号認定)

- 日曜日
 - 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
 - 12月29日から翌年1月3日まで
- 【幼稚園部(1号認定)】
- 学年始休業日 4月1日～4月6日
 - 夏季休業日 7月21日～8月31日
 - 冬季休業日 12月26日～1月7日
 - 学年末休業日 3月25日～3月31日

入園申込

入園に関する申込(新規・継続・途中)は、教育委員会(認定こども園係)までお問合せください。



子育て

放課後子ども教室

☎ 教育委員会事務局 ☎ 38-8188

小学生対象の放課後子ども教室です。サポーターの募集を随時行っています。

事業名	内容	対象	実施日	場所	サポーター
放課後子ども教室	①絵本の読み聞かせ ②季節にちなんだ折り紙や工作などの体験教室	幼児～小学生	①毎週土曜日 14:00～16:00 ②5月、7月、10月、12月、2月 ※実施日は不定	子育て支援拠点施設みんなのうち	①原則2名体制 ②原則9名体制

あったかふれあいセンター

☎ 奈半利町社会福祉協議会 ☎ 38-7346

子どもの居場所づくり事業(あったか塾:学習支援・子ども食堂)や、乳幼児の一時預かり、児童の放課後一時預かりを実施しています。

子育て支援事業

ぴよぴよ教室

☎ 中芸広域連合保健福祉課 ☎ 38-8212

遊びや子どもとのやり取りについて、親子でいっしょに楽しみながら学べ、ママ同士の交流にもなります。

赤ちゃん食堂(離乳食教室)

☎ 中芸広域連合保健福祉課 ☎ 38-8212

子どもの成長に応じた食形態や食べ方、食べさせ方を体験できるように月1回開催しています。

ちびっこレストラン(幼児食教室)

☎ 中芸広域連合保健福祉課 ☎ 38-8212

ぴよぴよ教室と同時に開催し、食事だけでなく、遊びや人とのやりとり、体の使い方や姿勢等様々なアドバイスが受けられます。

遊分舎

☎ 中芸広域連合保健福祉課 ☎ 38-8212

子育て中のママ同士や先輩ママとの交流や子どもの発達段階に応じた様々な経験や体験ができます。

みんなのうちに(学童保育)

☎ 38-7337

保護者の方が、お仕事などで昼間家庭にいない小学生児童を対象に学童保育を実施しています。

対象者

小学生

利用料

運営負担金 月1,500円

※別途、保険料年間800円が必要です。

おやつ代

月2,000円

※利用1回あたり100円として精算します。

開所日

毎週月曜日から土曜日

※日曜日、祝祭日、お盆(8/13~16)、年末年始は休会。

開所時間

月曜日~金曜日 14:00~18:30

土曜日 8:00~18:30

※上記を原則とし、学校の放課時間に合わせて開所

奈半利町人づくり奨学金の給付申請のご案内

☎ 奈半利町教育委員会 ☎ 38-8188

奈半利町では、「人づくり奨学金の給付」を大学等に進学・在学する方で下記の要件に該当する方を対象に行います。該当する方は、申込期限内までに申請書の提出をしてくださいますようお願い致します。

1. 要件について

奈半利町に引き続き3年以上本町に住所を有して、現に居住している者の子弟で、次の(1)~(5)に進学又は在学する学生。

- (1) 大学(専攻科、別科及び夜間、通信制課程は除く。)
- (2) 短期大学(専攻科、別科及び夜間、通信制課程は除く。)
- (3) 高等専門学校の第4学年及び第5学年並びに専攻科
- (4) 専修学校の専門課程
- (5) 高等学校の専攻科

2. 給付について

- (1) 給付期間

給付期間は、奨学金の給付を開始したときから所要の最短在学期間

- (2) 給付額

区 分	入学料	授業料(年額)
大学	250,000円	300,000円
短期大学	150,000円	300,000円
専修学校(専門課程)	150,000円	300,000円
高等専門学校 (第4学年、第5学年、専攻科)	0円	300,000円
高等学校(専攻科)	0円	300,000円

3. 申込受付について

- (1) 提出書類(※下記書類が全て揃っていない場合は、申込受付出来ませんのでご了承ください)

- 奈半利町人づくり奨学基金給付申請書
- 所得証明書(世帯全員分)
- 住民票謄本(世帯全員分の住民票、世帯主、続柄の記載のあるもの)

※申請後、決定通知書が届きましたら、在学証明書(新規で申請する方は、在学証明書と合わせて、レポートの提出をお願いいたします。〔将来どのような人物になりたいか〕または「どんな方向に進みたいか」について原稿用紙400字詰め2枚程度)

- (2) 提出先・問い合わせ

奈半利町教育委員会 奨学金担当

☎ 0887-38-8188



子育て





生活・環境

ごみ

問 住民福祉課 ☎38-4012 奈半利町クリーンセンター ☎38-4421

- ごみは決められた収集日を守り、当日朝8時00分までにお願いします
- ごみは分別し、「ごみ減量・資源再利用」に努めましょう

一般ごみ		●プラスチック・ガラス・陶器でできている製品を出して下さい。 ●主にプラスチックでできている電器製品 ●奈半利町の指定袋に必ず入れて出して下さい。
金属ごみ		●主に金属でできている物を出して下さい。 ●コンテナに入れて下さい。
粗大ごみ		●「一般ごみ」「金属ごみ」に出せない大きさの物を出して下さい。
有害・危険ごみ		●蛍光灯は、割らずに出して下さい。 ●スプレー缶等は使い切った後穴をあけて下さい。 ●コンテナに入れて下さい。
ビン類		●すすいで下さい。 ●色別にカゴに入れて下さい。
カン類		●異物を取り除いて下さい。 ●すすいで下さい。 ●アルミとスチールを同じカゴに入れて下さい。
ペットボトル		●すすいで下さい。 ●キャップやラベルは、はずしてその他プラスチックへ出して下さい。 ●ネット袋にうつしかえて下さい。
その他プラスチック		●商品を包んでいたビニール袋やプラスチック容器を洗って出して下さい。 ●ネット袋にうつしかえて下さい。
紙類		●種類ごとにひもで束ねて下さい。 ●テープ等の異物を取り除いて下さい。 ●雨の日は透明の袋に入れて出して下さい。 ●布は透明袋に入れて下さい。

広 告



能勢石油店



灯油・軽油 配達

☎ 0887-38-4787

安芸郡奈半利町乙4794-1

営業時間 7:00~18:30 定休日:日曜日

町で回収・処理できないごみ

奈半利町クリーンセンターへ 直接持込み(有 料)	大量の粗大ゴミ(毎週水曜日は(祝祭日を除き)粗大ごみの持ち込みを無料としています。) 引越し等が出る大量ごみ ※事前にクリーンセンターに連絡をお願いします。
処理収集しないもの	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、パソコン、車、バイク、タイヤ、バッテリー、ドラム缶、消火器、ガスボンベ、ピアノ、医療機器、農薬、農業用製品、農機具等は販売店や処理業者にご相談ください。

★土砂・がれき(瓦、コンクリート等)は茄子谷廃棄物処分場での処分になります。(有料)

★粗大ゴミを出す量のことや、ゴミの出し方についてご不明な点があれば、役場までお問い合わせください。

犬の登録・狂犬病予防接種

問 住民福祉課 ☎38-4012

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡の届出は、狂犬病予防法により義務付けられています。
登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、住所変更等による登録事項変更の届け出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	●登録は犬の生涯に1度だけです。(生後90日を過ぎた日から) ●登録手数料 3,000円
狂犬病予防接種	●年に1回接種が必要です。 ●集団接種は年1回(4～5月頃)町内各所で実施しています。これ以外は各々動物病院での接種をお願いします。 ●注射費用 4,000円程度(うち、予防接種接種済票交付手数料 550円)



生活・環境

各種届出

水道に関することは、全て届出制となっております。特に次の場合には、必ず事前に地域振興課へ必ずご連絡下さい。

- 1.水道の使用を開始するとき。
- 2.引越しされるとき。(転入・転出・転居等)
- 3.長期間水道を使用されないとき。
- 4.家を取り壊して水道を廃止するとき。
- 5.家の新築や改築等で一時中止するとき。
- 6.所有者・使用者・支払者が異動等により変更するとき。
- 7.既設配管の布設替えを行うとき。

加入申請及び料金

給水装置工事(新しく水道メーターを取り付けるとき)

奈半利町指定の給水工事事業者を通じて、「給水装置工事申込書」の提出が必要です。なお、給水装置工事に要する費用は自己負担となります。

水道料金(使用料)

水道を使用すると水道料金が必要になります。使用水量に応じて水道料金とメーター使用料を合計したものが一カ月の使用料となります。

お支払方法

料金の請求は、1ヶ月に1回となっております。下記取扱窓口にてお支払いください。

◎役場窓口

◎取扱金融機関

四国銀行・高知銀行・高知県農協・ゆうちょ銀行・高知信用金庫・高知県信漁連

※ゆうちょ銀行でのお支払いには専用の払い込み用紙が必要となります

料金の納付には、便利な口座振替をご利用ください。
(振替日は毎月25日)

各金融機関にてお手続きできます

◎手続きに必要なもの

口座番号がわかるもの(通帳・カード等)・届出印鑑

町内水道業者 一覧

業者名	所在地	電話番号
吉崎水道工事店	奈半利町 乙778	0887-38-4206
安岡水道工事店	奈半利町 乙2983-3	0887-38-3662
森水道工事店	奈半利町 乙2595	0887-38-4804
有南燃料設備	奈半利町 乙1313-6	0887-38-4554



浄化槽法定検査を受けましょう

- 浄化槽法定検査 ● 簡易専用水道法定検査 ● 水質検査(計量証明事業)

Environment Inspection Center of Kochi

一般財団法人 高知県環境検査センター

〒781-5106 高知県高知市介良乙815-1

TEL:(088)860-2400/FAX:(088)860-2410



漁業集落排水(加領郷地区のみ)

漁業集落排水施設への接続

漁業集落排水施設が整備された地区では、生活または事業に起因する汚水(雨水、工場排水は除く)を漁業集落排水施設に流入(排水)していただけます。工事は町の排水設備工事指定業者へご依頼下さい。

受益者分担金

必要ありません。(ただし、水洗化および接続の工事費用は加入者負担となります。)

漁業集落排水施設使用料

漁業集落排水施設を使いはじめると、施設使用料が必要になります。一般家庭は、水道使用水量に基づき、基本料金(10㎡まで)3,142円と10㎡を超過する1㎡毎につき126円となります。

例えば水道使用水量が21㎡の場合

基本料金	3,142円
超過料金	1,386円 (126円×11㎡)
計	4,528円 となります。

各種届出

漁業集落排水に関することは、全て届出制となっています。次の場合は、必ず事前に地域振興課へ連絡をしてください。

1. 所有者、使用者、支払者が変わるとき
2. 施設の使用を休止、再開、廃止するとき



スポーツ活動紹介

☎ 教育委員会事務局 ☎38-8188

野球部 奈半利町スポーツ少年団所属

- ◎対象 小学生
- ◎練習場所 奈半利小学校グラウンド
- ◎練習日程 毎週月・水・金・土曜日
(月・水・金) 17:00～
(土) 14:00～

空手部 奈半利町スポーツ少年団所属

- ◎対象 小学生～一般
- ◎練習場所 奈半利小学校体育館
- ◎練習日程 毎週月・水・金曜日 17:00～

陸上部 奈半利町スポーツ少年団所属

- ◎対象 小学生
- ◎練習場所 奈半利小学校グラウンド
- ◎練習日程 毎週火・木・土曜日
(火・木) 17:00～
(土) 11:00～

奈半利クラブ(バレー部) 奈半利町体育会所属

- ◎練習場所 奈半利小・中学校体育館(隔年交代)
- ◎練習日程 毎週 土曜日 20:00～

スカッシュバレー部 奈半利町体育会所属

- ◎練習場所 奈半利小学校体育館
- ◎練習日程 毎週 火・金曜日 19:30～

バドミントン部 奈半利町体育会所属

- ◎練習場所 奈半利小学校体育館
- ◎練習日程 毎週 月・木曜日 20:00～

バウンドテニス部 奈半利町体育会所属

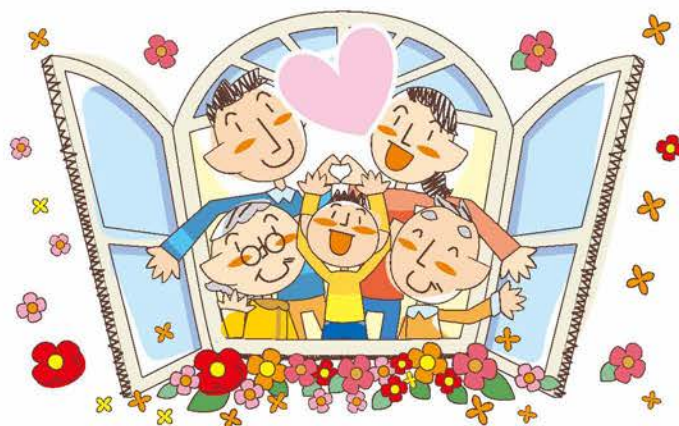
- ◎練習場所 奈半利小・中学校体育館(隔年交代)
- ◎練習日程 毎週 月・木曜日 19:30～

軟式野球部 奈半利町体育会所属

- ◎練習場所 奈半利中学校グラウンド
- ◎練習日程 毎週 水曜日 19:00～

グラウンドゴルフ部 奈半利町体育会所属

- ◎練習場所 奈半利港緑地公園グラウンド
- ◎練習日程 毎週 月・水・金曜日 8:00～



✦ 生花教室

◎活動場所 奈半利町民会館1階和室
◎活動日 第2・4木曜日 19:00～21:00

✦ 民踊教室

◎活動場所 奈半利町民会館2階ホール
◎活動日 第2・4金曜日 9:00～11:00

✦ 絵画教室

◎活動場所 奈半利町民会館2階ホール
◎活動日 毎週火曜日 18:30～20:30

✦ 琴教室(清美穂の会)

◎活動場所 奈半利町民会館2階和室
◎活動日 毎週木曜日 14:00～21:00

✦ 俳句教室

◎活動場所 奈半利町民会館1階和室
◎活動日 第2水曜日 13:30～16:00

✦ 奈半利町民会館図書室

☎ 〒781-6402 高知県安芸郡奈半利町乙1297-2(町民会館内) ☎0887-38-8188 FAX0887-38-8166

◎開館時間 9:00～12:00 13:00～17:00
◎休館日 年末年始(12/29～1/3)
◎貸出冊数 5冊(小学生は2冊)
◎貸出期間 2週間(14日間)
◎返却 受付カウンターか返却BOXへ
◎URL 購入予定の本や、過去に購入した本はこちらから確認ができます。
<http://www.town.nahari.kochi.jp>



✦ 利用登録

受付カウンターまでお申し出ください。

✦ 相互貸借サービス

当図書室に目的の資料がない場合は、県内の図書館から取り寄せ、貸し出すことができます。他館の所蔵状況はオーテピア高知図書館のウェブサイトから横断検索するか、受付カウンターにお尋ねください。





相談

各種相談

相談の種別	内 容	窓 口
行政相談	行政相談員が、国に対する要望等を随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望等も受け付けています。	総務課 ☎38-4011
税務相談	納期限内に納められない等、納税に関する相談を受け付けます。	総務課 ☎38-4011
人権相談	人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員等が随時相談に応じます。	住民福祉課 ☎38-4012
高齢者総合相談	高齢者が、生活していくうえで困ったこと等があったときの相談に応じます。	住民福祉課 ☎38-4012
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	住民福祉課 ☎38-4012



相談





「奈半利町 暮らしの便利帳」は、奈半利町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として奈半利町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「奈半利町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、奈半利町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「奈半利町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和4年5月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

奈半利町 暮らしの便利帳

令和4年8月発行

発行

奈半利町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 徳島支店

〒770-0813 徳島県徳島市中常三島町1-32

TEL.088-623-0530

※掲載している広告は、令和4年5月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

無断で複写、転載することとはご遠慮ください。

国産高級石材

大島石
一等石

日本のこころ 大島石の魅力
これから100年先も
大島石と共に。

NEW
DESIGN

大島石
一等石

日本美の気品と風格、

堅牢 **非吸水** **非変色** の国産高級石材。

大地の恵み

大島石は、瀬戸内海の「しまなみ海道」が通る愛媛県・大島で採石されています。

美しい空と青い海に囲まれた大島から厳選されて産出される大島石は高級墓石材として、ご先祖様をお祀りするに実にふさわしい石といえます。



おかげさまで25周年



お問い合わせはこちらまで

☎088-861-6600

高知市海老ノ丸 2-17

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

